

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）
 都市計画アーバンガーデン泉本町地区地区計画を次のように決定する

名 称		アーバンガーデン泉本町地区 地区計画
位 置		金沢市泉本町 7 丁目の一部
面 積		約 1.2 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は金沢市の中央部に位置し、JR 北陸本線金沢駅にも近く、周辺には商業施設等有する市街地である。本計画では周辺地域との調和を図りつつ、宅地開発事業の効果の維持増進を図るとともに、事業後に予想される敷地の細分化等による居住環境の悪化を未然に防止し、秩序ある環境を計画的に誘導し、ゆとりある良好な住宅市街地の形成を図る。
	土地利用の方針	当地区は良好な居住環境を基本として、低層の戸建住宅を中心とした住宅系の土地利用を図る。また、緑豊かな住環境形成のため、道路に面する敷地外周の緑化に努めるものとする。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、潤いのある環境とゆとりある住空間の形成のため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる用途以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅 (2) 建築基準法別表第 2（い）項第 2 号に掲げる兼用住宅 (3) 公益上必要があると市長が認めるもの (4) 前 3 号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので、床面積の合計が 50 m ² 以内のもの
	建築物の容積率の最高限度	150%
	建築物の敷地面積の最低限度	150m ²

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、河川若しくは線路敷（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1mとする。</p> <p>ただし、ゴミ集積場の境界線までの距離は除く。</p> <p>2 次の各号に掲げるものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 道路境界線に係る壁面等の後退において、バルコニー、軒の高さが3m以下の独立した車庫及び壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3m以下の独立した物置その他これに類するもの</p> <p>(2) 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、バルコニー、軒の高さが3m以下の独立した車庫及び壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3m以下の独立した物置その他これに類するもの</p>
		建築物等の高さの最高限度	10m
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障がないもので、次に該当するものとする。</p> <p>ただし、案内板等地区に必要なものと市長が認めるものを除く。</p> <p>(1) 自己用又は管理広告物に限る。</p> <p>(2) 屋上及び屋根面に設置しない。</p> <p>(3) 独立広告物の最高設置高さは、2mとする。</p> <p>(4) 独立広告物の全体表示面積は、3㎡以内とする。</p> <p>2 敷地地盤の盛土は前面道路から0.3m以下とする。</p> <p>ただし、整地、造園、車庫の設置等のために行う部分的な盛土は0.6m以下とする。</p>
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路又は隣地等に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので、高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8m以下のものに限る。）</p>
	理由	<p>宅地開発事業の区域内において、秩序ある環境と快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。</p>	



アーバンガーデン泉本町地区 地区計画 計画図

